

質問第一六号

沖縄県南大島村の港湾整備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十年六月二十四日

喜屋武眞榮

(質問第一六号)

沖縄県南大東村の港湾整備に関する質問主意書中正誤

提出文中

「南大島村」は「南大東村」の誤り。

三ページ

一行及び二行～三行 「南大島村」は「南大東村」の誤り。

沖繩県南大島村の港湾整備に関する質問主意書

いうまでもなく、全国の離島は極めて悪い自然的・社会的条件の制約下にある。沖繩県南大島村の場合もその例外ではなく、特に港湾事情の劣悪さは村の発展阻害の一要因である。村当局の調査では、主要港たる「西港」は風向次第で年間の三分の一に当る日数が荷役不可能となり、又その他の「亀池港」「北港」もハシケ利用による冲合荷役しか行えないということである。

そこで左の点につき、政府の見解を伺いたい。

一、常時接岸可能な完全な港の築港の計画はあるか。あるとすればいつ頃が。

二、また、現有港湾の整備拡充計画はあるか。あるとすればその内容を示して貰いたい。
右質問する。